

## 議員派遣について

### [本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

### 【参 考】

#### 地方自治法（第100条）

- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

#### 横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

## 議員派遣一覧表 (案)

目的	場所	期間	派遣議員
<p>世界文化遺産等に対する行政、民間事業者、市民団体等の関わり方や歴史的建造物、地域特産物等を活用した観光振興施策、経済振興施策等について調査を行う。 また、イタリアの地方議会、地方行政や高齢者福祉施策等について調査を行う。</p>	<p>ソレント市、カッパチョ・スカロ市、アルベロベッロ市、アグリジェント市、パレルモ市、カステルヴォーノ市、ローマ市 (イタリア)</p>	<p>平成25年4月3日から 平成25年4月12日まで</p>	<p>梶村 充 川口 正寿 清水 富雄 田野井 一雄 山田 一海</p>